

## 私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金事務取扱要領

平成 8 年 3 月 5 日	総務部長決裁
平成 9 年 3 月 12 日	一部改正
平成10年 2 月 15 日	一部改正
平成11年 2 月 16 日	一部改正
平成12年 1 月 20 日	一部改正
平成13年 1 月 16 日	一部改正
平成14年 1 月 22 日	一部改正
平成14年10月31日	一部改正
平成16年 1 月 20 日	一部改正
平成16年12月24日	一部改正
平成18年11月18日	一部改正
平成19年 6 月 6 日	一部改正
平成19年10月 4 日	一部改正
平成20年 9 月 19 日	一部改正
平成21年12月 2 日	一部改正
平成23年 3 月 1 日	一部改正
平成24年 3 月 2 日	一部改正
平成25年 3 月 6 日	一部改正
平成26年 3 月 5 日	一部改正
平成26年 5 月 19 日	一部改正
平成27年 2 月 12 日	一部改正
平成28年 5 月 10 日	一部改正
平成28年12月 7 日	一部改正
平成30年 1 月 29 日	一部改正
令和 2 年 1 月 14 日	一部改正
令和 3 年 1 月 14 日	一部改正
令和 4 年 1 月 12 日	一部改正
令和 5 年10月31日	一部改正
令和 6 年 9 月 17 日	一部改正

### 1 取扱要領の趣旨

この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年岩手県告示第 482 号以下「要綱」という。）第 2 の 3 に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

### 2 補助金の交付対象者

要綱第 2 の 3 に定める過疎地域（広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和 45 年 4 月 10 日自治振第 53 号）に基づき設定された岩手中部・胆江・両磐地区広域市町村圏と同一の地域に存する市町村をいう。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、補助年度における 5 月 1 日現在の生徒数が、昭和 45 年 5 月 1 日現在の生徒数に 0.45 を乗じて得た数と比較して少ない高等学校を設置する学校法人とする。

### 3 補助金交付の対象除外等

補助金交付の対象となった学校法人のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又

は寄附行為に違反した学校法人は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙のとおりとする。

#### 4 補助金の算定要素及び配分

補助金の算定要素及び配分は、次のとおりとする。

##### (1) 補助の算定要素

###### ア 生徒数減少割

対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に0.45を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額の合計額

###### イ 過疎特色割

対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に0.45を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に82,002円(205,005円×2/5)を乗じて得た額の合計額

##### (2) 補助金の配分

各学校法人ごとの補助金の算定は、次の方法により行う。

###### ア 生徒数減少割

対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に0.45を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額とする。

###### イ 過疎特色割

対象となる高等学校が当該年度において実施する生徒確保のための特色ある学校づくり事業の交付対象となる事業に配分し、配分額は次に掲げる額を合計して得た額以内の額とする。

(ア) 特色ある学校づくり事業のうち語学指導等を行う外国青年招致事業実施要綱(昭和61年10月8日付け自治画第84号、文初高第268号、報文二合第1948号通知)に基づき、一般財団法人自治体国際化協会からあっせんを受け実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業(The Japan Exchange and Teaching Programme)」(以下「JETプログラム」という。)に係る交付対象額に8分の7を乗じて得た額

(イ) 特色ある学校づくり事業のうちJETプログラム以外の事業に係る交付対象額に4分の3を乗じて得た額

#### 5 通信制生徒の調整

対象となる高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数の算定にあたっては、通信課程に在籍する生徒数については、2で除して得た数(小数点以下切り捨て)とする。

#### 6 補助金の交付時期

補助金の交付は、3月全額前金払とする。

7 提出書類

別表のとおりとする。

別表（6 関係）

提出書類	様式	提出部数	提出時期
(交付申請時)			
1 私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金交付申請書	要綱で定める。	要綱で定める。	別に定める。
2 私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）所要額調書	〃		
(1) 本務教職員調書	別紙 1	1 部	
(2) 補助対象経費の内訳	別紙 2	〃	
(3) 収支予算	別紙 3	〃	
(前金払請求時)			
私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金前金払請求書	要綱で定める。	1 部	別に定める。
(事業完了時)			
1 私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金実績報告書	別紙 4	1 部	別に定める。
2 私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）支出済額調書	要綱で定める。	要綱で定める。	
(1) 教職員給与明細書	別紙 5	1 部	
(2) 補助対象経費の内訳	別紙 2	〃	
(3) 収支決算	別紙 3	〃	

## 学校法人における補助金の減額について

### 1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合
- (2) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人又はその設置する学校若しくは専修学校（以下「学校法人等」という。）の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

### 2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。  
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。